



### 戸籍と住民票

戸籍謄本と住民票とはどう違うのでしょうか。戸籍謄本は、人の生年月日や身分関係が記載されている戸籍簿の写しです。住民票は、人の住所や名前が記載されている住民基本台帳の写しです。どちらも法律に基づいて作成されています。



### 戸籍と住民基本台帳の作成

戸籍は、市町村長が作成し、同じ本籍の夫婦と子どもごとに作成されます。戸籍には、氏名、出生日、戸籍に入った原因(誕生、婚姻、養子縁組など)、実父母の氏名、養子の場合の養親の名前、夫婦については、夫または妻である旨、他の戸籍から入った者については、その戸籍などの記載があります。この戸籍は、本籍地のある市町村役場に保管してあります。

一方、住民基本台帳は、市町村長が個人を単位として世帯ごとに作成します。住民基本台帳には、氏名、出生日、男女の別、世帯主、世帯員との続柄、本籍、住民となった日、住所、などが記載されています。

### 戸籍の届出

ところで、戸籍の届出については、創設的届出と報告的届出があります。創設的届出は、届出によって身分関係が発生、変更、消滅するもので、婚姻、離婚、養子縁組などの届出です。報告的届出とは、既に発生した事実あるいは身分関係を戸籍に記載させるものです。出生や死亡や裁判による離婚や認知などです。

### 住所の記載

次に、住所については、住民基本台帳には住所の記載がありますが、戸籍には記載がありません。



### 請求する人の制限

このように、戸籍や住民基本台帳にはプライバシーに関する事項が記載されているため、その写しを市町村に請求するには、戸籍については、本人、配偶者、直系尊属(父母や祖父母など)あるいは直系卑属(子や孫等)以外の方が請求するには、制限があります。また、住民票についても自己と同一世帯にある人(世帯員)以外の方が請求するには制限があります。(二國則昭)



万歩計を買いました。一日一万歩をめざして、歩きます。

### 平成26年2月・3月の 相談会・講演会等のご案内

●「反貧困ネットワーク広島 春の講演会 ～若者をブラック企業から守るために」  
2月15日(土)①齋一郎弁護士による講演会:13時30分～15時 ②労働弁護士による無料労働相談:15時30分～17時 /場所:広島弁護士会館5階(講演会)と3階(労働相談)/講演会につき資料代500円が必要・予約不要 /主催&問合せ:NPO法人反貧困ネットワーク広島 TEL:082-227-8181

●「市民講座～生活笑高座 パート2 弁護士がコントに挑戦?暮らしの中のトラブルを笑いの中で解決します!」  
2月16日(日)13時30分~/場所:広島弁護士会福山地区会館/入場無料・予約不要/主催&問合せ:広島弁護士会福山地区会事務局 TEL:084-923-1798

●「広島医療事故110番」  
2月22日(土)10時～15時  
当日電話番号:082-511-7798  
予約不要・相談料無料(通話料はご負担ください)/電話相談で弁護士が概要を聴取し、希望者には、後日弁護士による面談相談(初回無料)を実施/主催:広島医療問題研究会

●「B型肝炎訴訟説明会(広島市安佐北区)」  
3月8日(土)13時30分～15時30分  
/場所:安佐北区民文化センター中会議室/入場無料・予約不要/問合せ:全国B型肝炎訴訟広島弁護士会事務局 TEL:082-223-6589



### 弁護士法人

## 広島みらい法律事務所

広島本所 Hiroshima office  
〒730-0013 広島市中区八丁掘2-31瀧池ビル9階

☎ 082-511-7772

【受付時間】9:00～18:00(平日)

所属弁護士: 二國則昭、定者吉人、見之越常治、半澤茜、深田健介、橋本敬介

広島みらい 事務所 検索

HP▶<http://www.hiroshima-mirai.com/>

尾道支所 Onomichi office  
〒722-0036 尾道市東御所町4-16尾道駅前ビル2階

☎ 0848-21-0045

【受付時間】9:00～17:30(平日)

所属弁護士: 成廣貴子、佐藤邦男

夜間や土日などの相談も受け付けております。  
相談希望の方は、お気軽に電話でお問い合わせ下さい。

大竹支所 Otake office  
〒739-0611 大竹市新町1丁目8-3アーバンタワー大竹1階

☎ 0827-54-1222

【受付時間】9:00～17:30(平日)

所属弁護士: 丸亀日出和